

藤沢市民会館条例及び藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正について

藤沢市民会館条例及び藤沢市湘南台文化センター条例の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）6月7日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市民会館条例及び藤沢市湘南台文化センター条例の一部を改正する条例

（藤沢市民会館条例の一部改正）

第1条 藤沢市民会館条例（昭和43年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

別表に掲げる会館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、市長に申請してその許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「施設等の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同項第1号中「使用許可」の次に「又は第3項の許可」を加え、同項第2号中「第1項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の使用の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可又は前項の許可」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定により使用許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしない。

(1) 危険物を使用する催物で、災害発生のおそれがあると認めたとき。

- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等をき損し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等を使用させることについて市長が支障があると認めるとき。

3 使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

第4条第1項中「使用許可」の次に「又は前条第3項の許可（使用料が増額となるものに限る。）」を加え、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

第7条第1項中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

（藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正）

第2条 藤沢市湘南台文化センター条例（平成元年藤沢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第2の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める使用許可申請期間内に」を削る。

第8条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第12条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、市民会館及び湘南台文化センターの使用に係る手続について、所要の規定の整備をする必要による。